

## 「在宅患者緊急時パスポート」

ご利用の患者様及びご家族の皆様方に

- ・これは継続的に在宅医療を受けている患者様に、急な病状変化があり、主治医に連絡が取れないような場合、近隣の病院で、かかりつけ医に代わり対応していただく医療体制です。
- ・主治医に連絡が取れなかった場合、速やかに表にある対応病院に連絡を取り、「在宅患者緊急時パスポート」の所持患者である旨を伝え、病状を説明し移送していただくようお願いします。
- ・対応病院で入院となった場合、病状が落ち着くまでの入院となります。病状が落ち着いた場合、在宅に戻る、或いは地域支援病院に転院していただく場合があります。（リハビリを含む長期入院は出来ない可能性があります）
- ・対応する病院では、100%受け入れていただくことが原則となっていますが、どうしても困難な場合は、他の病院に連絡していただくこともあります。

なお、入院の必要性の有無は、原則的に対応する病院の医師の判断に委ねられることを、ご了承ください。

病院受診時は、必ず在宅療養手帳を持参し、対応病院医師に見て頂けるようお願いいたします。

なお、対応病院につきましては、現在のところ、常時受入れが可能な病院は、済生会滋賀県病院・草津総合病院・近江草津徳洲会病院となります。

その他の病院につきましては、受入れは可能ではありますが、担当医が不在の場合は受入れが出来ないことがありますので、ご理解をお願いします。